

第 7 6 8 号
平成 3 0 年 7 月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	19	2
・天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	20	2
・天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21	9
・天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例	22	9
・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	23	9
・天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	24	10
・天理市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例	25	10
規 則	番号	頁数
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	21	10
・天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則	22	11
訓令甲	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	6	11
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	7	11
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	8	11
・天理市行政情報化推進委員会規程の一部改正	9	12
・天理市文書取扱規程の一部改正	10	12
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	180	12
・放置自転車等の保管について	181	13
・放置自転車等の保管について	182	13
・市道の区域変更及び供用開始につ	183	13

いて		
・放置自転車等の保管について	184	13
・放置自転車等の保管について	185	13
・放置自転車等の保管について	186	13
・放置自転車等の保管について	187	14
・放置自転車等の保管について	188	14
・放置自転車等の保管について	189	14
・天理市流域関連公共下水道事業計画の変更について	190	14
・放置自転車等の保管について	191	14
・放置自転車等の保管について	192	14
・平成30年度軽自動車税納税通知書兼領収書の公示送達について	193	15
・放置自転車等の保管について	194	15
・大和都市計画生産緑地地区の変更について	195	15
・違反広告物の保管について	196	15
・放置自転車等の保管について	197	16
・放置自転車等の保管について	198	16
・放置自転車等の保管について	199	16
・平成30年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領について	200	16
・放置自転車等の保管について	201	20
・放置自転車等の保管について	202	20
・放置自転車等の保管について	203	20
・放置自転車等の保管について	204	20
・放置自転車等の保管について	205	20
・平成29年10月1日から平成30年3月31日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況の公表について	206	21
・放置自転車等の保管について	207	32
・放置自転車等の保管について	208	32
・放置自転車等の保管について	209	32
公 告	番号	頁数
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について	31	32

・公募型プロポーザルの実施について	32	32
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	33	36
・農用地利用集積計画の縦覧について	34	36
・一般競争入札について	35	36
教育委員会		
・定例教育委員会の招集について	8	38
農業委員会		
・農業委員会の招集について	5	38
公平委員会		
・天理市管理職員等の範囲を定める	2	38

規則の一部改正		
災害対策本部		
・天理市災害対策本部規程の一部改正について	2	38
公営企業		
・天理市指定給水装置工事者の廃止について【告示】	10	38
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	13	38
・天理市指定給水装置工事者の指定について【告示】	11	39
・平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	14	39

条 例

(平成30年 6 月25日 掲示済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例（昭和32年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「それぞれ」を「少なくとも」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙により選挙される天理市議会議員の任期が始まる日から施行する。

(平成30年 6 月25日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の 5 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第 2 条第 1 項第33号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第 1 項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

10 法第321条の 8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により

行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中

1 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	1 グラム
ロ 葉巻たばこ	1 グラム
ハ 刻みたばこ	2 グラム

を
「

1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム

に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの

本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ

当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第22条(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第23条(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第36条中「第42項、第44項、第45項」を「第42項から第44項まで」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年12月天理市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「天理市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「天理市税賦課徴収条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中天理市税賦課徴収条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中天理市税賦課徴収条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中天理市税賦課徴収条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中天理市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中天理市税賦課徴収条例第24条第1項の改正規定、同項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の5の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引

渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 5 条 平成30年10月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 8 条第 1 項及び第10条第 1 項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年12月天理市条例第38号)附則第 6 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(第 4 項及び第 5 項において「30年新条例」という。)第92条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 7 号。附則第 8 条第 1 項及び第10条第 1 項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第 2 号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第 4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第 1 項若しくは第 2 項、	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年 6 月天理市条例第20号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成30年改正条例」という。)附則第 5 条第 3 項、
第19条第 2 号	第98条第 1 項若しくは第 2 項	平成30年改正条例附則第 5 条第 2 項
第19条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第139条第 1 項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第 5 条第 3 項の納期限
第98条第 4 項	施行規則第34号の 2 様式又は第34号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第 2 号様式
第98条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成30年改正条例附則第 5 条第 3 項
第100条の 2 第 1 項	第98条第 1 項又は第 2 項	平成30年改正条例附則第 5 条第 2 項
	当該各項	同項
第101条第 2 項	第98条第 1 項又は第 2 項	平成30年改正条例附則第 5 条第 3 項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年6月天理市条例第20号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項

第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
----------	--------------	-------------------

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年6月天理市条例第20号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の

所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(平成30年 6 月25日 揭示済)

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年 9 月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年 6 月25日 揭示済)

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月天理市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「有する」の次に「者であって、」を加え、「。以下「法」という。）第50条に規定する被保険者（法第55条第1項第2号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。）を「」の規定による被保険者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（住所地特例）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、同条の要件（第2号を除く。）に該当する者が、奈良県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、天理市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、天理市内に住所を有する者とみなしてこの条例の規定により医療費の助成を受けることができる。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が天理市の区域内であった場合についても、同様とする。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年 6 月25日 揭示済)

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 8 月1日から施行する。

(平成30年 6 月25日 掲示済)

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第4項第1号（法第78条の2の2第1項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う者に限る。）（以下この項において「法人等」という。）とする。ただし、法人等の役員（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）、開設者又は管理者（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4に規定する診療所の管理者をいう。）のうちに天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号）第2条第2号及び第3号に該当する者があるものを除くものとする。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の20の3中「第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに」を「第59条の9第4号、第59条の10第5項及び」に改める。

第82条第6項の表中「（昭和23年法律第205号）」を削る。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年 6 月25日 掲示済)

天理市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

天理市ラブホテル建築等規制条例（昭和59年 6 月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第2項から第4項まで」を「第2条第2項及び第3項」に改める。

第4条第2号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」を「奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成30年 6 月14日 掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月14日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年 4 月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考第2項中「及び第3項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 6 月15日から施行する。

(平成30年 6 月29日 掲示済)

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第34条の見出し及び同条第 1 項中「参与」を「特命理事」に改め、同条第 3 項中「参与並びに」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特命理事は、上司の命を受けて特定の事務を担当掌理し、当該特定の事務に携わる職員を指揮監督する。

第42条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める特定の事務については、当該特定の事務を担当掌理する特命理事に専決処理させることができる。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料等の支給に関する規則(昭和44年 4 月天理市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の事務部局の項中「参与」を「特命理事」に改める。

(天理市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 3 条 天理市職員の退職管理に関する規則(平成28年 3 月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号中「天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号。以下「事務分掌規則」という。)」を「事務分掌規則」に、「理事及び参与」を「特命理事」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号。以下「事務分掌規則」という。)第33条の 2 第 1 項に規定する理事

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

訓令甲

(平成30年 6 月29日 掲示済)

天理市訓令甲第 6 号

天理市事務処理規程(昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

第 2 条第 5 号中「部の長」の次に「並びに天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号。以下この条において「規則」という。)第34条第 1 項に規定する特命理事」を加え、同条第 6 号中「天理市事務分掌規則(平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号。以下この条において「規則」という。)」を「規則」に改める。

別表 1 中「、参与」を削る。

附 則

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平成30年 6 月29日 掲示済)

天理市訓令甲第 7 号

天理市総合計画策定会議規程(昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

別表中「健康福祉部長」を「くらし文化部特命理事 健康福祉部長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平成30年 6 月29日 掲示済)

天理市訓令甲第 8 号

平成30年 7 月

天理市公報

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

別表中「健康福祉部長」を「くらし文化部特命理事 健康福祉部長」に改める。
附 則

この要綱は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平成30年 6 月29日 揭示済)

天理市訓令甲第 9 号

天理市行政情報化推進委員会規程（平成13年 3 月天理市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。
平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

第 3 条第 3 項第 1 号中「及び部長」を「、部長」に改め、「除く。）」の次に「及び特命理事」を加える。
附 則

この訓令は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

(平成30年 6 月29日 揭示済)

天理市訓令甲第10号

天理市文書取扱規程（昭和62年 3 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

第24条第 4 項第 3 号中「以下同じ。）長」の次に「（特命理事を含む。以下同じ。）」を加える。

第34条第 3 項中「様式第14号の 2」の次に「、様式第14号の 3」を加える。

様式第14号の 2 を様式第14号の 3 とし、様式第14号の次に次の 1 様式を加える。

様式第14号の 2（第34条関係）



附 則

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

告 示

(平成30年 6 月 6 日 揭示済)

天理市告示第180号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 6 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 6 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 6 月 6 日から平成30年 8 月 4 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用 (1 台につき)

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 6 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 7 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第182号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 8 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月 11 日 掲 示 済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 11 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月 12 日 掲 示 済)

天理市告示第184号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 12 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月 13 日 掲 示 済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 13 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月 13 日 掲 示 済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月 13 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月14日 揭示済)

天理市告示第187号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月14日 揭示済)

天理市告示第188号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月15日 揭示済)

天理市告示第189号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月15日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月18日 揭示済)

天理市告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年 6月18日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画天理市流域関連公共下水道

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市

櫛本町・蔵之庄町・中之庄町・森本町・和爾町・滝本町・杣之内町・喜殿町・小田中町・杉本町・富堂町・平等坊町・南六条町・合場町・九条町・西井戸堂町・東井戸堂町・備前町・吉田町・乙木町・萱生町・岸田町・佐保庄町・三昧田町・成願寺町・園原町・竹之内町・永原町・中山町・長柄町・新泉町・福知堂町・二階堂南菅田町・海知町・遠田町・檜垣町・柳本町

3. 縦覧場所

天理市上下水道局下水道課

(平成30年 6月18日 揭示済)

天理市告示第191号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月21日 揭示済)

天理市告示第192号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月21日 揭示済)

天理市告示第193号

平成30年度軽自動車税納税通知書兼領収証書の公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 6月21日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(平成30年 6月22日 揭示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6月22日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6月25日 揭示済)

天理市告示第195号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年 6月25日

天理市長 並 河 健

面 積	備 考
約 66.10 ha	地区数 306か所

(平成30年 6月25日 揭示済)

天理市告示第196号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成30年 6月25日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アパマン丸和不動産	はり札	1	櫛本町	H30. 6. 22	H30. 6. 22	市役所 地下駐車場
2	不明 (不動産24時間管理)	はり札	1	櫛本町			
3	不明 (好評分譲中)	はり札	2	前栽町			
4	ギターアンティック	立看板	2	森本町			

5	不明	立看板	1	吉田町			
6	メモリーホーム	のぼり	3	別所町			
7	メモリーホーム	ラック	1	三昧田町			
8	アパマン	ラック	1	三昧田町			
9	不明	ラック	2	三昧田町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001 (内線330)

(平成30年 6 月25日 掲示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月26日 掲示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月26日 掲示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月27日 掲示済)

天理市告示第200号

平成30年 6 月22日付で議決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算(第2号)の要領は、次のとおりである。

平成30年 6 月27日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,700,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,497,216	24,261	3,521,477
	2 国庫補助金	513,172	24,261	537,433
15 県支出金		1,507,720	1,200	1,508,920
	2 県補助金	448,810	1,200	450,010
18 繰入金		1,096,523	41,837	1,138,360
	1 基金繰入金	1,096,523	41,837	1,138,360
19 繰越金		200,000	19,539	219,539
	1 繰越金	200,000	19,539	219,539
20 諸収入		367,025	33,100	400,125

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	千円 224,082	千円 33,100	千円 257,182
21 市債		1,818,100	29,800	1,847,900
	1 市債	1,818,100	29,800	1,847,900
歳 入 合 計		24,550,560	149,737	24,700,297

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,953,089	千円 121,977	千円 3,075,066
	1 総務管理費	2,410,962	121,977	2,532,939
3 民生費		9,703,388	3,186	9,706,574
	1 社会福祉費	4,203,127	1,188	4,204,315
	2 児童福祉費	4,314,917	378	4,315,295
	3 生活保護費	1,184,893	1,620	1,186,513
4 衛生費		1,804,905	485	1,805,390
	1 保健衛生費	762,887	485	763,372
6 農林費		749,636	4,000	753,636
	1 農業費	719,823	4,000	723,823

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 3,050,048	千円 6,254	千円 3,056,302
	3 河川費	28,820	6,254	35,074
9 消防費		876,798	1,000	877,798
	1 消防費	876,798	1,000	877,798
10 教育費		2,168,260	12,835	2,181,095
	5 社会教育費	343,370	12,835	356,205
歳 出 合 計		24,550,560	149,737	24,700,297

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
柳本駅舎整備事業	千円 18,500	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものとする。ただし、市財 政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借換えることができる。
公民館施設整備事業	11,300			
計	29,800			

(平成30年 6 月27日 掲示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月28日 掲示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 6 月29日 掲示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 2 日 掲示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 7 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成30年 6 月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 7 月 2 日から平成30年12月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 7 月 2 日 掲示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 2 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 3 日 掲示済)

平成30年7月

天理市公報

天理市告示第206号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成29年10月1日から平成30年3月31日までにおける本市水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成30年7月3日

天理市長 並 河 健

平成29年度下半期天理市水道事業報告書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ397戸(1.7%)増加の24,369戸となりましたが、給水人口は、538人(0.8%)減少の65,268人となりました。

また有収水量は、前年同期に比べ、27,256 m^3 (0.7%)減少の3,822,465 m^3 となりました。

(建設改良)

豊田町・三島町地内など、市内各地で配水管改良工事や配水管新設工事等を行いました。また、柚之内浄水場内において、柚之内浄水場更新工事(2年目/5箇年)及び汚泥濃縮装置モジュールろ布取替、塔内補修工事等を行いました。

(経理状況)

給水収益は前年同期に比べ8,847,083円(1.0%)増加し、932,493,988円となり、当期収益合計は前年同期に比べ116,790,552円(11.5%)増加の1,131,075,529円となりました。

一方費用は、減価償却費、固定資産除却費等の減少により、前年同期に比べ8,560,117円(0.9%)減少の997,610,129円となり、当期損益は133,465,400円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成30年 第1回定例会	議案第12号	平成30年度天理市水道事業会計予算	平成30年3月22日

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成30年3月31日現在 (単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	11	16	5	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事 (消費税及び地方消費税込み) は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額 (円)	備考
豊田町・三島町地内 重要給水施設配水管改良工事 (2-52工区)	95,040,000	
杣之内町地内 汚泥濃縮装置モジュールろ布取替、塔内補修工事	11,556,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	65,268	65,806	△ 538	△ 0.8
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	24,369	23,972	397	1.7
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,118,708	4,159,809	△ 41,101	△ 1.0
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	3,822,465	3,849,721	△ 27,256	△ 0.7
下 半 期 有 収 水 量 率 (％) (下半期有収水量/下半期配水量)	92.8	92.5	0.3 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 収 益	1,131,075,529	1,014,284,977	116,790,552	11.5
営 業 収 益	1,064,627,795	926,177,992	138,449,803	14.9
営 業 外 収 益	65,551,716	87,994,280	△ 22,442,564	△ 25.5
特 別 利 益	896,018	112,705	783,313	695.0

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	997,610,129 0	1,006,170,246 10,450,000	△ 8,560,117 △ 10,450,000	△ 0.9 △ 100.0
営 業 費 用 (うち、繰越分)	948,149,131 0	960,934,833 10,450,000	△ 12,785,702 △ 10,450,000	△ 1.3 △ 100.0
営 業 外 費 用	49,421,358	45,182,623	4,238,735	9.4
特 別 損 失	39,640	52,790	△ 13,150	△ 24.9
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,183,456,750	1,216,753,707	2,284,011,362	△ 100,554,612
	営業収益	2,062,109,750	1,150,272,946	2,157,745,037	△ 95,635,287
	営業外収益	121,345,000	65,583,953	125,369,517	△ 4,024,517
	特別利益	2,000	896,808	896,808	△ 894,808
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	1,994,596,000 2,403,000	1,092,961,193 0	1,911,656,895 0	82,939,105 0
	営業費用 (うち、繰越分)	1,851,661,703 2,403,000	993,159,746 0	1,769,822,598 2,403,000	81,839,105 0
	営業外費用	141,611,233	99,758,636	141,611,233	0
	特別損失	323,064	42,811	223,064	100,000
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本の収入	281,307,000	235,989,569	270,050,009	11,256,991
	負担金	15,120,000	1,104,840	10,109,880	5,010,120
	分担金	36,234,000	15,616,800	34,522,200	1,711,800
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	29,943,000	19,267,929	25,417,929	4,525,071
	投資償還金	200,000,000	200,000,000	200,000,000	0
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	1,450,432,840 71,908,840	637,854,144 16,200	914,148,497 64,163,880	536,284,343 7,744,960
	建設改良費 (うち、繰越分)	944,731,840 71,908,840	283,099,106 16,200	408,448,596 64,163,880	536,283,244 7,744,960
	企業債償還金	304,514,000	153,568,218	304,513,081	919
	投資	200,000,000	200,000,000	200,000,000	0
	補助金返還金	1,187,000	1,186,820	1,186,820	180

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
2,519,407,607	0	153,568,218	2,365,839,389

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成29年度下半期天理市下水道事業報告書

(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ484戸(2.3%)増加の21,274戸となりました。
また、排水量22,386^m³(0.6%)増加の3,892,210^m³となりました。

(建設改良)

田井庄町外での長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事や市内各地において汚水桝設置工事等を行いました。また、マンホールポンプ場及び農業集落排水施設の非常通報装置更新工事、福住地区処理場全窒素全リン及びCOD(UV)自動測定装置更新工事を行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ13,520,740円(2.4%)増加し、585,922,887円となりました。
また、他会計負担金が1,759,888円(8.2%)増加したこと等により、当期収益合計は前年同期に比べ7,374,790円(0.5%)増加の1,436,420,366円となりました。

一方費用は、主に支払利息等の減少により、前年同期に比べ28,843,092円(2.4%)減少の1,197,478,637円となり、当期損益は238,941,729円の純利益となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成30年 第1回定例会	議案第13号	平成30年度天理市下水道事業会計予算	平成30年3月22日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	申 請 先	認可等年月日
平成30年2月28日	天理市流域関連公共下水道事業計画変更	奈良県知事	平成30年3月30日
平成30年2月28日	大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道事業計画変更	奈良県知事	平成30年3月30日

(4) 職員に関する事項

平成30年 3 月 31 日現在 (単位: 人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	6	6	2	14

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額 (円)	備 考
・平成28年度繰越工事 田井庄町外 長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事 (その3)	83,160,000	
天理市公共下水道処理区域内・農業集落排水事業地区 マンホールポンプ場 非常通報装置更新工事 及び 農業集落排水処理施設 非常通報装置更新工事	36,676,800	
山田町 (福住地区処理場内) 全室素全リン及びCOD (UV) 自動測定装置更新工事	10,422,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	21, 274	20, 790	484	2. 3
下 半 期 排 水 量 (m ³)	3, 892, 210	3, 869, 824	22, 386	0. 6

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1, 436, 420, 366	1, 429, 045, 576	7, 374, 790	0. 5
営 業 収 益	609, 220, 192	593, 929, 414	15, 290, 778	2. 6
営 業 外 収 益	827, 194, 714	835, 116, 162	△ 7, 921, 448	△ 0. 9
特 別 利 益	5, 460	0	5, 460	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成29年度	平成28年度	比 較	
			増 減	増減率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1, 197, 478, 637	1, 226, 321, 729	△ 28, 843, 092	△ 2. 4
営 業 費 用	997, 244, 980	1, 007, 423, 392	△ 10, 178, 412	△ 1. 0
営 業 外 費 用	200, 219, 877	218, 897, 167	△ 18, 677, 290	△ 8. 5
特 別 損 失	13, 780	1, 170	12, 610	1, 077. 8
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,882,592,000	1,489,510,826	2,941,829,609	△ 59,237,609
	営業収益	1,236,461,000	662,304,374	1,299,534,644	△ 63,073,644
	営業外収益	1,646,130,000	827,200,558	1,642,289,071	3,840,929
	特別利益	1,000	5,894	5,894	△ 4,894
支 出	下水道事業費用 (うち、繰越分)	2,453,795,760 1,562,760	1,253,492,901 0	2,431,370,804 1,562,760	22,424,956 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,015,442,693 1,562,760	1,022,611,572 0	1,994,017,737 1,562,760	21,424,956 0
	営業外費用	437,242,878	230,866,449	437,242,878	0
	特別損失	110,189	14,880	110,189	0
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	564,514,981 76,182,981	273,316,116 62,423,840	488,414,657 76,182,981	76,100,324 0
	負担金 (うち、繰越分)	49,481,141 13,759,141	807,056 0	18,252,497 13,759,141	31,228,644 0
	補助金 (うち、繰越分)	503,737,840 62,423,840	269,530,360 62,423,840	466,437,360 62,423,840	37,300,480 0
	長期貸付金回収金	1,296,000	719,700	1,465,800	△ 169,800
	その他資本的収入	10,000,000	2,259,000	2,259,000	7,741,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	2,014,489,230 167,615,230	1,020,154,053 132,969,600	1,805,713,025 153,062,150	208,776,205 14,553,080
	建設改良費 (うち、繰越分)	508,962,230 167,615,230	266,245,427 132,969,600	307,760,611 153,062,150	201,201,619 14,553,080
	長期貸付金	9,833,200	1,259,000	2,259,000	7,574,200
	企業債償還金	1,494,228,000	751,183,826	1,494,227,614	386
	その他資本的支出	1,465,800	1,465,800	1,465,800	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
17,323,638,392	0	751,183,826	16,572,454,566

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成30年 7 月 3 日 掲示済)

天理市告示第207号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 3 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 4 日 掲示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 4 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 5 日 掲示済)

天理市告示第209号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 5 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(平成30年 6 月 8 日 掲示済)

天理市公告第31号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について

平成30年 6 月30日付をもって下記の指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成30年 6 月 8 日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970400954	
名 称	デイサービスつむぎ	
所在地	天理市東井戸堂町372番地1	
申請者	名称	有限会社あいネット
	主たる事務所の所在地	天理市東井戸堂町372番地1
	代表者の氏名	中川 裕晴
	代表者の住所	天理市田町421番地
廃止年月日	平成30年6月30日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成30年 6 月11日 掲示済)

天理市公告第32号

天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年 6 月11日

天理市長 並 河 健

1. 目的

本要領は、「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務

(2)業務内容

別紙「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書」による。

(3)業務期間

契約締結日から平成31年 3 月31日まで

(4)業務委託費の上限額

9,742千円（消費税額及び地方消費税額含む）

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加表明書提出日から最優秀企画提案者等の選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。

(6) 『同種又は類似業務』を過去3年以内において、元請として1件以上業務完了した実績を有するものであること。

ア 同種業務：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する、地域公共交通網形成計画の策定に関する地方公共団体への支援業務

イ 類似業務：地域公共交通の活性化等に関する地方公共団体への同種業務以外の支援業務

(7) 本業務には、管理技術者、主担当技術者を配置すること。担当技術者は複数配置することができる。

なお、従事する管理技術者及び主担当技術者は、技術士（総合技術監理部門または建設部門・都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門または建設部門・道路）の資格を有していること。

4. スケジュール

内 容	期 間 等
実施要領等の公表	平成30年 6 月11日（月） ※天理市公式ホームページ上で公開
参加表明書の提出期間	平成30年 6 月11日（月）9時から 平成30年 6 月26日（火）17時まで
質問受付期間	平成30年 6 月11日（月）9時から 平成30年 6 月20日（水）17時まで
質疑への最終回答更新予定日	平成30年 6 月22日（金）
企画提案書等の提出期間	平成30年 6 月28日（木）9時から 平成30年 7 月 6日（金）17時まで
選定委員会 （書類及びヒアリング審査）	平成30年 7 月上旬～中旬
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、ヒアリングを実施したすべての事業者に対して通知する。

5. 参加表明書及び資格審査確認書類等の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び資格審査確認に必要な書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けるものとする。

(1)提出期間

平成30年 6 月11日（月）9時から平成30年 6 月26日（火）17時まで ※必着

(2)提出方法

提出は、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出すること。

なお、期限を過ぎて到着したものについては受け付けしない。

(3)提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

(4)提出書類

① 参加表明書（様式2） 1 部

② 事業者概要（様式3） 1 部

③ 会社の概要が分かるパンフレット等 1 部

- ④ 宣誓書兼個人情報取扱いに関する同意書（様式 4） 1 部
- ⑤ 業務実績書（様式 6） 1 部
- ⑥ 業務実施体制（様式 7） 1 部
- ⑦ 配置予定の管理技術者及び主担当技術者の保有資格について、証明できる書面の写し 各 1 部
- ⑧ 商業登記簿謄本（法人の登記事項証明書） 1 部
- ⑨ 印鑑証明書 1 部
- ⑩ 納税証明書（参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県民税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの） 各 1 部
※年度を特定する必要のある場合は、直近 1 年度分

6. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

平成30年 6 月 11 日(月) 9 時から平成30年 6 月 20 日(水) 17 時まで

(2) 受付方法

質問書は、受付期間内に、所定の様式（様式 1）に必要事項を記入して、電子メールで「13 担当部局」に送信すること。また、件名は「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務質問：●●」（●●は提出法人名）とすること。

※訪問、電話、ファックス、郵送等による質問は受け付けしない。また、この期間以外の質問も受け付けしない。

※送信後は必ず送信された旨の電話連絡をすること（土、日、祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

(3) 回答方法

受付期間中に受け付けた質問に対する回答を随時本市ホームページに掲載する。質疑者個別には回答しない。なお、質問に対する最終回答更新予定日は平成30年 6 月 22 日（金）とする。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成30年 6 月 28 日(木) 9 時から平成30年 7 月 6 日(金) 17 時まで ※必着

(2) 提出方法

提出は、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出すること。

なお、期限を過ぎて到着したものについては受け付けしない。

(3) 提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式 5
②	業務実績書（再提出）	様式 6
③	業務実施体制（再提出）	様式 7
④	管理技術者履歴	様式 8
⑤	主担当技術者履歴	様式 9
⑥	企画提案書	様式 10-①
⑦	企画提案書	様式 10-②
⑧	企画提案書	様式 10-③
⑨	企画提案書	様式 10-④
⑩	他の地方公共団体における地域公共交通に係る事業提案又は参画実績	様式 11
⑪	提案見積書（消費税及び地方消費税を含む。）	様式 12

(5) 作成要領

- 文字数や文字サイズ等の書式は指定しないが、言語は日本語で作成すること。
- 書類の体裁は、用紙 A 4 版片面印刷とし、A 3 版による折り込みも可とする。
- 提出書類は、読み手が見やすいようそれぞれインデックスを付してファイルに綴じる。ホッチキス留めはしないこと。
- 企画提案書については、別紙仕様書を参考にして、計画策定への具体的な取り組み方法を記載すること。
- 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(6) 提出部数

正本1部 副本(正本の写し)8部

(7) 提案について

本提案は、本業務の受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、提案書等では、業務を実施する上での体制や基本的な考え方、PRポイント等についての記載を求めるものである。

8. 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会

ア) 選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、別に定める天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)で、以下の方法により最優秀提案者(第1位)及び優秀提案者(第2位)各1者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

イ) 選定委員会では、企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施した上で、別紙「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務 評価項目基準表」に基づいて、提出された企画提案書等について評価及び採点して、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

ウ) 選定結果は、選定委員会終了後速やかに企画提案書を提出した事業者すべてに通知する。

エ) なお、企画提案書等を提出した事業者の全てに対してヒアリング審査を実施することを原則とするが、事業者が6者以上の場合はヒアリング審査に先立って臨時の選定委員会を開催し、別紙「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務 評価項目基準表」に基づいて書類審査を実施し、ヒアリング審査を行う事業者5者を決定し、通知する。

② プレゼンテーションについて

選定委員会におけるプレゼンテーションは以下の要領で実施する。

ア) プレゼンテーション出席者は3名以内として、提案書にて届け出た管理技術者及び主任担当技術者は必ず出席しなければならない。

イ) 説明時間は、1事業者あたり35分以内とする(準備:5分以内、提案者のプレゼンテーション:20分以内、質疑応答10分以内を目安とする。)

ウ) パソコン等を用いる場合、スクリーン及び電源は事務局で準備するが、それ以外(パソコン、プロジェクター、レーザーポインター等)は持参すること。

エ) 開催日時等は該当者に別途通知する。

(2) 評価基準

別紙「天理市地域公共交通網形成計画策定支援業務 評価項目基準表」のとおりで、選定委員は当該基準に従って審査を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、書面により通知する。なお、審査に対する質疑や異議には応じない。

(4) 選定結果の公表

① 選定委員会は非公開とする。

② 選定委員名は、選定終了後に公表する。

③ 天理市ホームページにて、選定結果及び最優秀提案者の企画提案書を公表する。その際、最優秀提案者は企画提案書の電子データの提供及び必要箇所へのマスキング作業に協力することとする。

9. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積額が業務委託費の上限額を超える場合

(3) 提案書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合

(5) 選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

10. 契約

最優秀提案者と、契約金額、仕様などについて随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、契約の手続きを行う。

なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、優秀提案者と随意契約について協議するものとする。

11. 提案書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は参加申込者1者につき1案とする。

12. その他留意事項

- (1)参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。
- (2)本件に参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3)企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開する。
- (4)参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。
- (5)市は、参加者からの提案に拘束を受けない。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- (6)本業務の具体的な業務は、契約締結後に企画提案書や仕様書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をした上で行うこととする。
- (7)参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式13）により、辞退の旨を「13. 担当部局」へ書面で提出することとする。

13. 担当部局（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課企画政策係
 所在地：〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
 電 話：0743-63-1001（内線461・462）
 F A X：0743-62-5016
 電子メール：sougou@city.tenri.nara.jp

（平成30年 6 月22日 揭示済）

天理市公告第33号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成30年 6 月22日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成30年 6 月22日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2993300017	
名 称	グループホームふれあい広陵	
所在地	北葛城郡広陵町三吉28番地 1	
申請者	名称	医療法人 健和会
	主たる事務所の所在地	磯城郡三宅町石見450-4
	代表者の氏名	鉄村 信治
	代表者の住所	奈良市登美ヶ丘 1 丁目 2 - 1
指定年月日	平成30年 6 月22日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

（平成30年 6 月29日 揭示済）

天理市公告第34号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 6 月29日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する

（平成30年 7 月 2 日 揭示済）

天理市公告第35号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年 7 月 2 日

天理市長 並 河 健

1 担当部局

〒632-8555 天理市川原城町605番地
 天理市総務部総務課
 担当 片上・奥本

TEL 0743-63-1001

FAX 0743-62-5016

2 業務内容

(1)業務名 天理市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）強化対策事業
ESCO事業支援業務

(2)履行場所 奈良県天理市川原城町605番地（天理市庁舎等4施設）

(3)履行期間 契約締結日から平成31年2月28日まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。

(3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。

(4)前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（会社更生法に当たっては更生手続開始の決定、民事再生法に当たっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6)事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

(7)天理市外に本社、営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、天理市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。

(8)天理市の指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。

(9)当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有する者であること。

4 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所

問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1)提出期限 平成30年7月17日（火）17時00分まで

(2)提出場所 1に同じ

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1)入札及び開札の日時及び場所

平成30年8月2日（木）14時00分

奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

(2)入札書の提出方法

郵便による入札は認めないものとし、入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。）が入札書を入札執行職員に直接提出しなければならない。

7 入札の無効

入札において、次のいずれかに該当する入札は無効または失格とする。

(1)入札書に記名押印を欠く入札

(2)入札書の重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できない入札

(3)同一入札者がなした2通以上の入札

(4)入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札

(5)入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(6)入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札

(7)係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札

(8)入札参加資格のない者が行った入札

(9)その他入札条件に違反した入札

8 入札手続き等

(1)入札保証金 免除

(2)契約保証金 免除

(3)契約書作成の要否 要する

(4)落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5)詳細は仕様書による。

教育委員会

(平成30年 6 月11日 揭示済)

天教告示第 8 号

平成30年 6 月14日 午後 3 時30分から 6 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 6 月11日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成30年 6 月27日 揭示済)

天農委告示第 5 号

平成30年 7 月 6 日 午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 6 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について

議案第 3 号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

公平委員会

(平成30年 7 月 1 日 揭示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月 1 日

天理市長 並 河 健

天理市公平委員会規則第 2 号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「部長」の次に「、特命理事」を加える。

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

災害対策本部

(平成30年 6 月29日 揭示済)

天理市災害対策本部告示第 2 号

天理市災害対策本部規程(平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月29日

天理市災害対策本部長
天理市長 並 河 健

第 5 条第 3 項中「参事」を「特命理事」に改める。

附 則

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成30年 6 月12日 揭示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成30年 6 月12日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年 6 月12日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 今堀水道工業(株)

代表者 井上 昌司
住 所 京都府木津川市木津南後背159番地18

(平成30年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 6 月22日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第11処理分区	南六条町元六条方の一部

(平成30年 6 月28日 掲示済)

天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年 6 月28日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年 6 月28日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株) ニシムラ
代表者 西村 恭二
住 所 大阪府大東市新田本町18番 2 号

(平成30年 7 月 3 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第14号

平成30年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 7 月 3 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町の一部